

The Disclosure Regulation and Accountability of Financial Institutions

九州大学 下田真也

金融機関が金融商品を顧客へ販売する際には、その金融商品に関して各種法令等に従った情報開示を行うとともに、金融商品販売法が定めるところにより、顧客に対してそのリスク等を適切に説明する必要がある。しかしながら金融商品に関するリスクの説明については、十分な説明がなされたかについて金融機関側と顧客側で必ずしも同等の認識がなされているとは限らないと考えられる。実際に、顧客が「リスクに関する説明が不十分である」ことを理由として金融機関を提訴するケースもあり、現実には販売された金融商品のリスク及びその説明内容に対して両者の間に認識の差があり、法令等が求める情報開示に従うのみでは、顧客の納得を得るのが難しいことは容易に想像できる。

そこで本稿においては、金融商品に対する顧客の主観的な損失額を金融機関の説明努力の関数とし、裁判に敗訴した場合には現実の損失額と主観的な損失額の差額を金融機関が顧客へ賠償しなければならないモデルを設定する。その上で、金融商品の損失発生可能性が政府による金融商品の情報開示規制水準に左右されるような場合に、金融機関の説明水準と政府の規制水準がどのように決定されるかという点を分析する。

分析の結果、政府が顧客側の保護を意図して情報開示規制水準を上昇させると、金融商品の損失発生可能性が低下するために金融機関側の説明を行うインセンティブが減少して説明水準も低下し、条件によっては政府の意図とは逆に社会厚生が低下するようなケースがあることが示されている。